

会 議 録

会議の名称	令和2年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会	
開催日時	令和2年7月31日（金） 午後3時35分～午後4時20分	
開催場所	朝霞市民会館 会議室201	
出席者	委員9名（八木委員、近藤委員、塩野委員、大橋委員、 安多委員、金子委員、清水委員、吉川委員、 高梨委員） 事務局9名（三田部長、辻課長、望月主幹、奥野係長、 小川係長、山崎主査、佐藤主任、宮崎主任、山口主任）	
会議内容	（1）地域密着型サービスの現状について （2）令和元年度朝霞市地域密着型サービス事業者実地指導結果について （3）地域密着型サービス事業所における新型コロナウイルス感染症への対応について （4）第8期計画における施設整備計画について	
会議資料	資料1 地域密着型サービス事業所等一覧 資料2 地域密着型サービスの新規・休止・廃止等一覧 資料3 地域密着型サービスにおける他市との協議状況 資料4 令和元年度介護保険事業者事故報告統計 資料5 令和元年度朝霞市地域密着型サービス事業者等指導結果 資料6-1 介護事業所における新型コロナウイルス感染対策等について 資料6-2 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合・感染者が発生した場合の介護事業所・ケアマネジャー対応イメージ 資料7 第8期介護保険計画における施設整備について	
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員長の署名により	

その他の 必要事項	会議公開 傍聴1人
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

- 1 開 会 委嘱書交付
福祉部 三田部長 あいさつ
委員自己紹介
事務局自己紹介
委員長及び副委員長の選出

2 議 事

(1) 報告事項：地域密着型サービスの現状について

【事務局 小川】

それでは議題（1）地域密着型サービスの現状につきまして長寿はつらつ課介護保険係小川より御説明いたします。

お手元の資料1「地域密着型サービス事業所等一覧」を御覧ください。

こちらの資料につきましては、市内の地域密着型サービス事業所につきまして、サービス内容ごとの指定状況を記載しております。

横軸はサービスの形態、縦軸は日常生活圏域の第1から第5までの各圏域を示しております。

本市の地域密着型サービスにつきましては、サービス内容で、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特養の6業種、事業所数で23事業所の指定、うち1事業所が休止となっております。

令和2年4月に第1圏域に「多機能ホーム安心のおせわ〜く」という小規模多機能型居宅介護施設が新設されました。小規模多機能型居宅介護は施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」、施設への「短期間の宿泊」を組み合わせることにより、自宅での自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。小規模多機能型居宅介護は第7期介護保険事業計画の施設整備計画に位置付けられており、平成30年に公募し、本委員会で審議を重ね、令和2年4月に開設いたしました。

また、同じく第1圏域の小規模デイサービス「内間木苑通所介護事業所」が令和2年3月1日より休止しております。

次に、資料2「地域密着型サービスの新規・休止・廃止等一覧」を御覧ください。

令和2年6月末現在の状況でございます。

新規に開設した地域密着型サービスは、先ほど御説明いたしました小規模多機能型居宅介護の「多機能ホーム安心のおせわ〜く広場」でございます。

次に休止した事業所ですが、第1圏域にあります小規模デイサービスの「内間木苑通所介護事業所」がございました。こちらは令和2年3月1日から1年間の休止を予定しており、休止の理由といたしましては、従業員の確保に困難し、事業の継続が難しくなったためです。休止以前に利用していた方は登録人数で25名おり、休止前に休止後のサービスについては、施設入所や他のデイサービスへの振替などを行っています。

次に、資料3「地域密着型サービスにおける他市との協議状況」を御覧ください。

地域密着型サービスにつきましては、原則、指定する市の住民のみが利用できるサービスとなっておりますが、様々な事情により他の市区町村の住民が利用を希望する場合、サービスを指定する市区町村と、利用を希望する住民の住所地である市区町村が、サービスの利用について、同意の有無を確認するため協議を行うこととなっております。

まず（１）は、本年２月から６月までの間で、本市の住民が他市の地域密着型サービスを利用するため本市から他市に対しサービス利用の同意を求めたもの、（２）は、同期間におきまして、逆に当市のサービスについて、他市区町村より利用の同意を求められたものでございます。それぞれ２件と１件となっております。

最後に、資料４「令和元年度介護保険事業者事故報告統計」を御覧ください。

これは、令和元年度までの１年間に発生し、市へ報告書が提出された事故の件数でございます。１枚目が地域密着型サービス事業所、２枚目が広域型の介護サービス事業所となっております。介護サービス提供中に事故が発生した場合、市では事故の詳細や再発防止策などの報告を求めています。報告の基準としては、転倒やけがをして病院を受診した場合、食中毒や感染症が発生した場合、職員の不祥事、誤薬や与薬もれ、離設・行方不明があった場合などです。地域密着型サービス事業所は市への報告を義務として条例に定めておりますが、広域型のサービス事業所は報告義務が埼玉県となっており、市へは提出されていないものもあるため、参考としてお配りいたしました。

報告された事故の内容についてですが、いずれにおいてもサービス提供時間が長い入所系の施設で事故が多く発生しております。

引き続き、重大な事故があった場合などは事業所に事情を聞くなどの対応をしていきたいと思っております。

議題（１）の説明は以上になります。

【八木委員長】

では、今の事務局の説明に対し、意見・提案・質問等はありませんでしょうか。

（なし）

（２）報告事項：令和元年度朝霞市地域密着型サービス事業者等指導結果について

【事務局 山口】

それでは議題（２）令和元年度朝霞市地域密着型サービス事業者等指導結果について、長寿はつらつ課介護保険係山口より御説明いたします。

事前配付資料の資料５「令和元年度朝霞市地域密着型サービス事業者等実地指導結果」を御覧ください。

令和元年度の地域密着型サービス事業所に対する実地指導につきましては、令和元年１１月と令和２年１月から２月の２期に分け、市内地域密着型サービス１１事業所に対し実施したところでございます。今回はそのうち、令和２年１月から２月に実施した５事業所について報告

いたします。

実地指導を実施した5事業所のうち、3事業所は指摘事項がありませんでした。指摘のあった2事業所のうち、②スリーベルデイは、職員専用の洗面所についてもペーパータオル等を使用すること、これは実地指導以前では職員が自身のハンカチ等を使用していたため、感染予防の観点から指摘しました。そのほかに食堂兼機能訓練室として使用していると認められない場所があったため、本来の目的に沿った使用ができるようにすること、宿泊サービスの利用定員が基準を満たしていないため、変更することの以上3点を指摘いたしました。

次に⑤リハビリスタジオオアシスは施設の概要に3割負担の記載がなかったため、記載すること、個人情報に記載されたものは、業務時間外は鍵のかかる場所で保管することの2点を指摘しました。いずれの事業所も、それぞれの指摘事項について修正した書類や写真等が市へ提出されており、指導内容が改善されていることを確認しています。

最後に資料には記載していませんが、今年度の実地指導の予定について御説明いたします。地域密着型サービス事業所は休止している1事業所を除き、現在で22事業所あり、そのうちの本年4月に開設した多機能ホーム安心のおせわ〜くを除く21事業所について、平成30年度及び令和元年度の2年間で実地指導を全て行いました。また、新型コロナウイルスが依然、終息を見せないことなどを考慮いたしまして、今年度は地域密着型サービス事業所の実地指導を実施しないこととしました。

議題(2)の説明は以上になります。

【八木委員長】

では、今の事務局の説明に対し、意見・提案・質問等がありますでしょうか。

(なし)

(3) 確認事項：地域密着型サービス事業所における新型コロナウイルス感染症への対応について

【事務局 山口】

それでは議題(3)地域密着型サービス事業所における新型コロナウイルス感染症への対応について、引き続き長寿はつらつ課介護保険係山口より御説明いたします。

事前配付資料の資料6-1「介護事業所における新型コロナウイルス感染対策等について」を御覧ください。

まず、新型コロナウイルスの感染者の発生状況についてですが、市内介護事業所の利用者が2名でいずれも市内在住、職員が1名でこちらは市外在住です。いずれも4月中に感染が確認されており、その後はクラスターになることなく終息しています。また感染者が発生した事業所は、保健所の指導の下、消毒を行い、事業を再開しています。感染者は以上の3名のみですが、PCR検査の実施については各事業所より随時、連絡を受けている状況です。

次に感染対策について御説明いたします。国や埼玉県が作成した感染対策についてのマニュアルや動画、人員基準の特例についての情報などを各事業所へ提供しています。また、埼玉県

がマスクや消毒液を一括で買い上げており、それを市内の各事業所へ配布いたしました。

また、PCR検査を実施した場合には市へ連絡するよう、各事業所へ依頼しています。4月に感染者が確認された際は市からケアマネジャーを通じ、利用者へ連絡をとっていただきました。複数の事業所を利用されている方もいたため、利用者本人だけではなく、各事業所への連絡も必要となります。このことを通じ、感染者が発生した場合はもちろんのこと、PCR検査を実施した時点で必要な準備をし、陽性が判明した際は速やかに対応できるようフローチャートを作成しました。資料6-2「新型コロナウイルス感染の疑いがある場合・感染者が発生した場合の介護事業所・ケアマネジャー対応イメージ」を御覧ください。こちらは感染の疑いがある方や感染者が発生した場合の対応についてまとめたものであり、事業所、感染者、ケアマネジャー、濃厚接触者別に対応方法をフローチャートにしております。このフローチャートを市内事業所に配布し、感染の疑いある方や感染者が発生した場合は、このチャートに従って対応するよう伝えています。

議題(3)の説明は以上になります。

【八木委員長】

では、今の事務局の説明に対し、意見・提案・質問等がありますでしょうか。

(なし)

(4) 確認事項：第8期計画における施設整備計画について

【事務局 小川】

それでは議題(4)報告事項：第8期計画における施設整備計画につきまして小川より御説明いたします。

本日配付いたしました資料7「第8期計画における施設整備について」を御覧ください。

地域密着型サービスの整備につきましては、3年ごとに策定を行う「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に施設整備計画として定める必要がございます。

今年度は令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定年度に当たり、本委員会におきましても同期間内の施設整備計画につきまして協議いただくこととなります。

本日は、現状における情報についてお伝えをいたします。

まず、現在市内にない看護小規模多機能型居宅介護について相談がありましたので御説明します。こちらは、施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」、施設への「短期間の宿泊」を組み合わせることにより、自宅での自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスである「小規模多機能型居宅介護」に、訪問看護を組み合わせたサービスです。訪問看護が加わったことにより、医療ニーズの高い要介護者への支援が可能となります。また、それぞれのサービスを別々の事業所から提供されると、事業所間の調整や情報共有が難しく柔軟なサービスの提供が行いにくいという欠点がありますが、看護小規模多機能型居宅介護では1つの事業所がサービスを提供するため、利用者のニーズに応じたサービス提供が可能となります。

このサービスにつきましては、現在、療養通所介護を提供している「TMG療養デイサービスあい」より、事業所の開設について相談がありました。現在療養デイサービスを利用している方より、ショートステイの要望があることや、在宅生活のサポートの必要性を感じる方がいることなどから、看護小規模多機能型居宅介護の相談に至ったと聞いております。

また、先ほどお話しいたしました第7期期間に未整備となっております「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」施設については、第8期計画に定める方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

今後は、第8期計画を策定する上で実施されるアンケート調査等をもとに、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の必要性について検討し、施設整備計画を作成する予定です。次回会議にて事務局案を提示したいと考えております。

説明は以上でございます。

【八木委員長】

では、今の事務局の説明に対し、意見・提案・質問等がありますでしょうか。

【安多委員】

資料1の表を見ると看護小規模多機能型居宅介護と特定施設入居者生活介護がないようだが、看護小規模多機能型居宅介護は今後整備していくという話だが、特定施設入居者生活介護は整備する予定はないのか。

【事務局 小川】

特定施設入居者生活介護は今後、必要性が認められれば整備する可能性はありますが、現時点では必要性の検討を行っていないことと、事業者からの相談もないため、整備は予定していません。

【事務局 望月】

補足します。特定施設入居者生活介護は有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に介護保険の制度が上乗せされたものです。そのうちの地域密着型のものがあつた場合に資料1に記載されることとなります。現在は広域型の埼玉県が指定している有料老人ホームが市内に多数あり、需要は満たされているのではないかと市としては考えています。

【八木委員長】

定期巡回はこちらから募集をかけていくということでもいいのか。

【事務局 望月】

昨年度、8期計画に向けたニーズ調査を実施しました。現在、そちらを課題分析し、再度定期巡回の必要性を検討していきながら、8期計画に盛り込むかどうかを検討していきたいと考えております。

【近藤委員】

市内にはないということだが、近隣には看護小規模多機能型居宅介護はあるのか。

【事務局 小川】

県内に10箇所ございます。朝霞地区の朝霞を含めた新座、志木、和光の4市にはありません。近隣ではふじみ野市1か所、川越市1か所などがあります。他にはさいたま市、川口市、草加市、秩父市などです。

【近藤委員】

在宅で介護をとなると看多機はとても頼りになる存在で、最近ガン末期の方も在宅に戻される方や最期は自宅という方が多いが、訪問看護だけだと間に合わないというか手が足りないところがある。看多機があると私たちも安心感があるので、是非作ってもらいたいと思います。

(5) 報告事項：その他

なし

【八木委員長】

本日の審議内容は全て終わりましたので議長の任を解かせていただきます。

【事務局 山口】

八木委員長ありがとうございました。

それでは令和2年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会を終了させていただきます。なお、今年度の運営委員会の開催予定につきましては、今回を含め3回の開催を予定しております。具体的な日時等につきましては、後日連絡させていただきますが、2回目を11月頃、3回目を来年2月頃に予定しておりますので、その節は御協力をお願いいたします。

3 閉会

会議録署名人